

船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会の会議の公開に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、船橋市情報公開条例(平成14年船橋市条例第7号。以下「条例」という。)第25条及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の適用を受けて実施する、船橋市歯科診療所指定管理者選定委員会の会議(以下「会議」という。)の公開について必要な事項を定める。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議の開催ごとに委員長が定める。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は会議を開催する場所において行う。

(傍聴できない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険物を持っている者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、傘等を持っている者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を持っている者
 - (4) 酒気を帯びていると認められる者
 - (5) 異様な服装をしている者
 - (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持又は携行している者
 - (7) その他会議の運営に支障をきたすおそれがあると認められる者
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し、係員をして前項第1号から第3号までに規定する物品の所持について質問させることができる。
- 3 委員長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の会議開催場所への入場を禁止することができる。

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2) 談論し、放歌し、哄笑するなど騒ぎ立てないこと。
 - (3) ヘルメット、鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン等を着用して示威的な行為をしないこと。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5) みだりに離席しないこと。
 - (6) 他の人の迷惑となるような行為をしないこと。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 委員長は、前項に定める事項を遵守しようとしないう傍聴者に対し、退出を命ずることができる。

(写真撮影、録音等の制限)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(補則)

第7条 この取扱基準に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この取扱基準は、平成26年12月24日から施行する。